平成２８年（フ）第９号
島根県隠岐郡隠岐の島町東郷温の津６番地３
債務者　山根千代子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月17日午前11時40分
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２９年（フ）第４号
北海道根室市常盤町２丁目16番地　真柄アパート５号
債務者　生田　善宜
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月23日午前11時45分
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第３８５号
東京都江戸川区一之江１丁目７―14―103
債務者　三木　三治
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８８号
東京都調布市緑ケ丘２丁目25　都営仙川アパート26―３
債務者　岡崎　栄二
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９６号
東京都新宿区西早稲田３丁目19―５―309
債務者　平井三祐子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９７号
東京都杉並区阿佐谷北６丁目21―１―201
債務者　高橋　純子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０２号
東京都立川市若葉町３丁目59―５―105
債務者　宮澤　卓美
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０５号
東京都江戸川区東小岩４丁目５―６―301
債務者　高橋　弘美
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１０号
東京都杉並区高井戸東４丁目７―14―203
債務者　村田　円香
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２１号
東京都葛飾区南水元４丁目２―９―201
債務者　長谷川来我
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８７号
大阪市浪速区日本橋東１丁目２番８―305号
債務者　秋元　英祐
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６４号
大阪市北区天神橋１丁目13番４号天一ハイツ401号室、住民票上の住所大阪市北区天神橋３丁目２番28―203号
債務者　安井　　彰
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２９３号
東京都青梅市野上町３丁目15番地の16
債務者　佐藤　丈夫
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１号
東京都立川市柏町１丁目29番地の52デパール柏町203号
債務者　島袋　彰子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪5322番地　コーポ並木Ａ205
債務者　中島　秀樹
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係